

事 務 連 絡
令和4年2月1日

都内高齢者施設管理者 殿

東京都福祉保健局
感染症対策部長
医療政策部長
高齢社会対策部長

高齢者施設への往診体制の強化について

日頃から、都の医療施策及び感染症対策に御理解御協力をいただき、御礼申し上げます。

現在、オミクロン株が猛威を振るい、感染が急拡大する中、高齢者施設でのクラスターが多数発生するとともに、病床がひっ迫し、高齢者施設の入所者のうち軽症者については、入院が困難な状況が生じています。

そこで、下記のとおり、高齢者施設への往診体制の強化を図ることといたしましたので、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

1 往診の対象施設

複数の入所者に陽性者が発生し、保健所を通じて、都の入院調整本部に入院調整の要請があった高齢者施設

2 往診の実施方法

上記1の条件に該当する施設に対して、入院調整本部（往診支援班）から、個別に相談させていただきます。

往診の実施が可能な場合、入院調整本部（往診支援班）から往診を実施する医療機関や日時等についてご案内します。

なお、協力医療機関が対応しているなど、往診が不要な場合には、入院調整本部から連絡があった場合に、その旨をお伝えください。

※上記1の条件に該当しない場合、保健所を通じて往診を依頼することも可能です。

3 その他

往診に伴う費用負担はありません

<参考> 往診体制の強化（複数の陽性者が発生している施設への対策）

【問い合わせ先】

東京都福祉保健局新型コロナ入院調整本部 往診支援班
電話 03（5320）7769